

## 第20回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日 時 令和3年2月3日(水) 13:30～15:00
- 2 場 所 青森県庁東棟5階 中会議室
- 3 出席者

### 【委員】

内 海 隆 委員  
関 谷 道 夫 委員  
沼 田 徹 委員  
田 中 治 委員  
鳴 海 春 輝 委員  
加 川 香 寿 美 委員

### 【事務局】

清川学校教育課課長代理、ほか学校教育課職員(6名)

## 4 会議概要

### (1) 審議会会長選出及び会長職務代理者指定

青森県いじめ防止対策審議会条例第三条第三項に基づき、委員の互選により、内海 隆委員が会長として選出された。

また、青森県いじめ防止対策審議会条例第三条第五項に基づき、内海会長が会長職務代理者として関谷 道夫委員を指定した。

### (2) 審議事項

「令和元年度のいじめに関する調査について」

令和元年度の児童生徒の暴力行為、いじめの状況について、本県独自調査の結果及び文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要を事務局から報告する。

#### 【主な意見】

- 令和元年度の暴力行為は前年度から減少したものの、全国と比較すると高止まりしている状況であり楽観視はできない。
- いじめの発見のきっかけについて、アンケートに頼りすぎている可能性はないかという懸念がある。いじめを受けた児童生徒が教員に訴えやすい環境づくりをすること及び教員が発見できる機会を増やしていくことも必要である。
- いじめを受けた児童生徒がそれをアンケートに書くことはリスクもあることから、訴えを受け取った教員がきちんと対応してくれるという信頼感が重要である。
- いじめに関するアンケートをより有効なものとするため、いじめを訴えやすいアンケート方法等について検討する機会があってもよいのではないか。

「令和2年度のいじめ防止等の取組状況について」及び「今後のいじめ防止等の取組について」  
「安心できる学校づくり推進事業」の実施状況、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめや偏見の未然防止の取組状況等について、事務局から報告する。

#### 【主な意見】

- 児童生徒がいじめは自分たちの身近な問題であると捉えられるよう、いじめの認知件数等のデータやいじめに関するアンケートの結果を工夫しながら伝えるとよい。
- スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーがより活用されるよう、具体的な活動事例も周知していただきたい。
- いじめを生みにくい・起きにくい環境をどう構築していくかという観点が絶対に必要であり、そのためには、学校において子どもの権利や人権を大事にしていくためにはどうすればよいかを考える必要がある。県内の中学校において人権宣言を実施した学校があり、こういう取組を地道に行っていくことが重要である。
- スクールカウンセラーの活用について、子どもたちの感想として、部活動の時間との兼ね合いで相談にいけない、スクールカウンセラー担当教員が決まっっていて申し込みにくいというものがある。
- 新型コロナウイルス感染症への対応として学校がwebページによる発信を増やした結果、保護者が学校のwebページを閲覧する機会が増えている。ネット安全利用啓発リーフレット等の配布物について、webページ上に掲載することで家庭に情報が届きやすくなると思われる。
- 塾や異なる学校の生徒間等、学校外でのいじめについて保護者がどこに相談してよいか迷うケースがある。学校外でのいじめが発生した場合に相談できる窓口を周知するとよい。
- いじめは子どもが学校にいる権利を侵害するものであり、学校はその権利を守る立場であるという視点に立ち、いじめ防止等の取組を考えていただきたい。
- ネットの安全利用について、児童生徒が年齢の近い大学生と一緒に考えるような取組も効果的ではないか。
- 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめや偏見の未然防止に向けて、感染症の正確な情報や大事な点をみんなで共有し、対策を一緒に考え一緒に行動しようという、ともに歩む視点で取組ができるとよい。
- 各学校のいじめ防止の取組として、ありがたいの気持ちを川柳にする取組、お互いのいいところを発見し共有する取組、相手の気持ちが温くなる言葉を広める取組等を紹介していただいたが、このようなよりよい人間関係づくりの取組を進めることにより組織の力を高めていくことが重要である。今後もこれらの取組を進めてもらいたい。